

令和5年度 シルバー人材センター事業 安全・適正就業強化月間実施要領

1 目的

我が国においては、少子高齢化が進展し、総人口は、令和4年10月1日現在、1億2,449万と前年に比べ55万6千人減少となり、長期の人口減少過程に入っており、高齢者の労働力としての拡大が強く求められる中、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の重要性とシルバー人材センターに対する地域社会の期待は一層大きなものとなっている。

このような中であって、安全就業において、令和4年度の重篤事故の件数は29件、そのうち就業中の事故は19件で前年度の26件から6件の減少、就業途上の事故は9件で4件の減少となっている。また、1ヵ月以上6ヵ月未満の入院を要した事故（後遺障害の事故を含む。）は、262件から248件へと14件の減少となっているが、依然として憂慮すべき状況が続いている。

毎年、巡回パトロール、安全講習会などの安全対策を実施しているにもかかわらず、同様の事故が繰り返し発生していることから、下記4の事項について、各シルバー人材センターにおいて、会員並びに役職員が確認し合い、事故撲滅に向けて取り組むこととする。

また、適正就業においては、業務の受注及び会員の就業について、行政からの指摘・指導も絶えないところである。

シルバー事業は、高齢者が健康で安心して「働く」ことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会に貢献していくことを目的としており、このことから日頃から安全・適正就業に対する意識の高揚を維持していくことが肝要である。

このため、7月を「安全・適正就業強化月間」と定め、安全・適正就業について、全ての会員、役職員が、個人そして組織全体の問題として捉え、事故の撲滅と受注及び就業形態の適正化を図り、「安全・安心」なシルバー事業の展開を図ることとする。

2 安全・適正就業強化月間

令和5年7月1日から令和5年7月31日までとする。

3 全国統一スローガン

安全は 無理せず 焦らず 油断せず

4 シルバー人材センターで取り組む事項

- (1) 安全・適正就業委員会の開催、「安全・適正就業対策基本計画」の策定及び事故の要因分析と具体的な防止策の徹底
- (2) 重篤事故につながる就業の見直し

- ア 危険・有害な作業は受託しないこと
 - イ 作業別安全・適正就業基準に掲げる安全保護具の完全着用の徹底を図ること
なお、安全帽・墜落制止用器具（安全帯）等の安全保護具を未着装のまま就業した場合、申し合わせによって事故の有無に拘わらず就業者には就業停止等の措置を講じるなど安全就業の徹底を図ること
 - ウ 健康チェックや健康講話等の実施、健康診断の積極的な奨励などの健康増進策を図ること
- (3) ヒヤリ・ハット体験事例を収集し、要因を分析した対策を講じた事故の防止の徹底
- (4) 損害賠償責任保険事故が多く発生し、保険財政が破綻寸前となっていることから、特に草刈作業における飛散防止対策の徹底を図ること
- (5) 就業途上における交通事故の防止
- ア 交通安全に関する講習会の実施及び交通安全対策の徹底
 - イ 事故多発エリアのロードマップ等の作成
 - ウ 徒歩、自転車及びバイクでの事故の防止の徹底
特に改正道路交通法の施行による自転車に乗る際のヘルメット着用の徹底及びサイクル安心保険への加入促進
- (6) 安全就業対策の総点検の実施
- ア 就業前、就業後の安全意識等の徹底
 - イ 機械器具の点検と整備の徹底
 - ウ 安全保護具の点検と整備の徹底
 - エ 巡回パトロールの重点実施
 - オ 就業現場の総点検
 - カ 交通安全対策の徹底
- (7) 安全就業の研修及び点検
安全就業に係る事例発表を含む研修会、講習会等の実施
- (8) 適正就業ガイドラインに沿った業務運営の実施
- ア 適正就業ガイドラインを活用した研修・周知（平成28年9月13日付け28全シ協発第125号）
 - イ 請負又は委任契約の「受注リスト」による点検等について（令和3年9月16日付け事務連絡）
 - ウ 契約書及び仕様書の作成・取交しの徹底
 - エ 会員と発注者の間に指揮命令関係が生じる請負契約又は委任契約について、派遣契約への切り替え若しくは職業紹介の実施による雇用
- (9) 会員からの安全標語の募集、シルバー人材センター・施設・就業現場等への安全標語、垂れ幕、ノボリ等の掲示などによる会員すべての安全意識の徹底
- (10) 会報等への安全意識啓発のための特集記事の掲載

- (11) 会員に対して安全意識啓発及び情報の共有化を図るための資料等の配付など
- (12) 月間中における「安全意識高揚の日」の設定及び安全表彰の実施

5 シルバー人材センター連合本部で取り組む事項

- (1) シルバー人材センターに対する上記4の指導・助言
- (2) 安全大会の実施及び安全表彰の実施
- (3) 安全・適正就業に関する研修会、講習会等の実施
- (4) 巡回パトロールの実施
- (5) シルバー人材センターの月間行事の実施についての指導・援助
- (6) 安全就業及び適正就業に係る取組事例等の情報収集、作成・提供

6 全国シルバー人材センター事業協会で行う事項

- (1) 安全就業優秀・優良シルバー人材センター、優秀・優良連合及び安全就業スローガンの表彰
- (2) 重篤事故、1ヵ月以上6ヵ月未満の入院を要した事故(後遺障害の事故を含む。)及び損害賠償責任保険事故の要因分析と再発防止のフォローアップ
- (3) シルバー人材センター連合本部及びシルバー人材センターに対する安全就業及び適正就業ガイドラインに沿った業務運営に係る指導・助言
- (4) 安全就業及び適正就業に係る取組事例等の情報収集、作成・提供
- (5) 安全意識の普及、啓発のための冊子(①「安全・適正就業の手引」、②「事故に学ぶ交通安全のポイント」、③「安全就業のためのチェックポイント」、④「重篤事故事例集」、⑤「シルバー世代の健康管理」)及び「安全就業ニュース」などの提供
- (6) 安全就業指導員会議及び適正就業担当者会議の実施
- (7) 各連合が規定した「シルバー人材センターにおける安全な運転のために～高齢運転者等に係るガイドライン～」に係る安全就業基準を確実に実施するためのフォローアップ
- (8) ブロック協議会及びシルバー人材センター連合が主催する安全・適正就業研修会等への講師の派遣

7 上記4～6については、強化月間における実施と併せて年間計画を策定し、効果的に取り組むこと。